

2) 広尾町地域密着型サービス運営状況について

■現在までの運営委員会の概要

現在、広尾町の地域密着型サービスには認知症対応型共同生活介護ならびに介護予防認知症対応型共同生活介護と呼ばれるグループホームにより、市街に2ユニット18名分、豊似地区に2ユニット18名分の計4ユニット36名分のサービスが提供されています。また、30年10月からは、サービス付き高齢者向け住宅を併設した看護小規模多機能型居宅介護事業所が開設され、宿泊6名、通所訪問18名のサービスが提供されています。

介護保険の制度改正によって平成18年度からは、他市町村在住の被保険者が広尾町の地域密着型サービスを利用する場合、広尾町地域密着型サービス運営委員会の承認を受けて、広尾町が同意することでサービスを利用できることとなりました。

地域密着型サービス運営委員会の委員は、その内容が重なる部分が多いことから地域包括支援センター運営協議会の委員に兼任していただき、運営委員会委員長・副委員長の職も兼任していただくこととして、要綱を定めております。

本来、委員会が必要に応じて開催することとなりますが、グループホームの利用者は随時的、また緊急的に発生することから、運営委員会の定期開催は見送ることとし、事務局に一任いただいた上で、報告をもって運営委員会の承認にかえさせていただくこととなっております。

1 報告事項

(1) 地域密着型サービス利用同意状況

広尾町が他市町村に同意を求めた状況（広尾町の被保険者が入所）

～なし

広尾町が他市町村に同意した状況（他市町村の被保険者が入所）

～令和元年7月現在入所者 1名（大樹町、令和元年7月発生）

(2) 令和元年7月末現在のサービス利用状況（町内のグループホーム）

広尾町被保険者	51名 (ふれあい館15名、ふれあいハウス18名、グランパ ン18名)
他市町村被保険者	6名(大樹町3名、えりも町2名、浦河町1名)
他保険加入者	1名(生活保護で65歳未満の方が加入する介護扶助)